

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第149号)(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の施行により介護保険法の一部が改正され、介護保険法に基づく事業の人員及び運営の基準等を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該基準等を定めることとしました。
- 2 この条例により基準等を定める事業等は、次に掲げるとおりです。
 - (1) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援(指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスをいう。)の事業
 - (2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援(指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスをいう。)の事業
 - (3) 地域包括支援センター

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第149号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 指定地域密着型サービスの事業（第9条～第16条）」を 第3章
第3章の

指定地域密着型サービスの事業（第9条～第16条）

2 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業（第16条の2～第16条の6）

に、「第7章 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第33条～第38条）」を 第7
第7
第7

章 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第33条～第38条）

章の2 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業（第38条の2～第38条の

章の3 地域包括支援センター（第38条の7～第38条の11）

6) に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業
(申請者に係る要件)

第16条の2 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第16条の3 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援を提供する事業者（以下「指定居宅介護支援等事業者」という。）は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第16条の4 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第16条の5 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この章において「省令」という。）第29条第2項各号（省令第30条において準用する場合を含む。）に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第16条の6 第16条の2から前条までに定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業

(申請者に係る要件)

第38条の2 法第115条の2第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第38条の3 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援を提供する事業者（以

下「指定介護予防支援等事業者」という。)は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第38条の4 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第38条の5 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この章において「省令」という。)第28条第2項各号(省令第32条において準用する場合を含む。)に掲げる記録(以下この章において「特定記録」という。)については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第38条の6 第38条の2から前条までに定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(特定記録の保存期間に係る基準を除く。)とする。

第7章の3 地域包括支援センター

(人権の擁護及び虐待の防止)

第38条の7 地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第38条の8 センターの管理者及びセンターの利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(職員)

第38条の9 センターには、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員（センターの職務に専ら従事する常勤の職員（以下「常勤専従職員」という。）のうち、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第140条の66第1号イ（1）から（3）までに掲げる者をいう。）を市長が定めるところにより置かなければならない。

2 前項の規定により置かなければならない専門職員のほか、センターには、常勤専従職員で次の各号のいずれかに該当する者を1人以上置かなければならない。この場合において、常勤専従職員以外の職員で次の各号のいずれかに該当する者の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数が1以上であるときは、当該センターに常勤専従職員が1人以上置かれているものとみなす。

(1) 規則第140条の66第1号イ（1）又は（2）に掲げる者

(2) 介護支援専門員

(記録の作成及び保存期間)

第38条の10 センターは、包括的支援事業に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第38条の11 第38条の7から前条までに定めるもののほか、法第115条の46第4項の規定に基づき条例で定める基準は、規則第140条の66第2号に掲げる基準とする。

附則第3項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の右に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の右に、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、規則」を加える。

附則第4項中「第16条」の右に「第16条の6」を、「第38条」の右に「第38条の6、第38条の11」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第38条の9関係）

センターが担当する区域における第1号被保険者の数	センターが担当する区域における単身の第1号被保険者の世帯の数	専門職員の数
おおむね3,000人未満	おおむね950未満	2 ^人
	おおむね950以上	3
おおむね3,000人以上6,000人未満	おおむね1,900未満	3
	おおむね1,900以上	4
おおむね6,000人以上8,000人未満	おおむね2,500未満	4
	おおむね2,500以上	5
おおむね8,000人以上		5

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第16条の5及び第38条の5に規定する記録であつて、平成24年3月31日までに完結したものについては、これらの規定にかかわらず、その保存期間は2年間とする。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)